

公益財団法人日本セーリング連盟

資産運用規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の定款第6条の規定に基づき、資産の管理の方法を定め、もって厳正な財産の保全及び財団運営の安定を図ることを目的とする。

第2条 (定義等)

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本財産とは、定款第6条第2項に定める財産をいう。
- (2) その他の財産とは、定款第6条第3項に定める基本財産以外の財産をいう。
- (3) 特定資産とは、前号に定めるその他の財産のうち理事会で公益目的事業に供するものとして定めた資産であって、かつ、他の資産又は資金と明確に区分し管理され、貸借対照表に特定資産として計上されたものをいう。

第3条 (対象財産)

運用の対象とする財産は、次の通りとする。

- (1) 基本財産のうち現預金及び金融資産。
- (2) その他財産のうち現預金及び金融資産。

第4条 (特定資産の用途及び処分)

特定資産のうち次に掲げる資産は、以下に記載する使用目的以外に使用してはならない。

- (1) オリンピック強化積立資産
オリンピック選手強化事業（次世代選手の育成を含む。）の実施に使用する。
- (2) 環境事業積立資産
環境事業の実施に使用する。

- 2 第1項各号の資産を取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。

第5条 (運用の基本方針)

基本財産は、元本回収が確実な方法で運用を行う。

- 2 その他の財産は、元本回収の確実性が高く、かつ、可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。
- 3 特定資産は、各寄附者から差し入れられた寄附申込書に寄附者の意思が表示されている場合には、当該意思に基づき運用されなければならない。

第6条 (財産の運用方法)

運用方法については、財産の区分に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本財産
 - ア. 金融機関等への円建て預貯金
 - イ. 元本保証の金銭信託
 - ウ. 日本国国債
- (2) その他の財産
 - ア. 前号に掲げる金融商品
 - イ. 日本の格付機関がダブルA以上の格付を付与した地方公共団体債、社債、投資信託または金銭信託

第7条 (財産の管理等)

会長（定款第21条第1項第3号に規定する会長をいう。以下同じ。）は、連盟の事業の適正な運営を確保するため、基本財産及びその他の財産（特定資産を含む）について善良なる管理者の注意をもって維持・管理に努めなければならない。

第8条 (運用益の取扱い)

財産の運用による収益（受取配当金を含む。以下同じ。）は、次のように取り扱わなければならない。

- (1) 基本財産から生じた収益は、少なくとも2分の1以上は公益目的事業に用いなければならない。
- (2) 特定資産から生じた収益は、そのすべてを公益目的事業に用いなければならない。
- (3) 第4条第1項の積立資産から生じた収益は、そのすべてを第4条第1項各号に定める事業に用いなければならない。

第9条 (財産の取崩し)

基本財産の全部または一部を取り崩すときは、定款に定めるところによる。

- 2 特定資産の全部または一部を取り崩すときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。但し、寄附申込書に寄附者の意思が表示されている場合には、当該意思に拘束されるものとする。
- 3 その他の財産（特定資産を除く。）の全部または一部を取り崩すときは、理事会の承認を得なければならない。

第10条 (規定の改廃)

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行うものとする。

第11条 (その他)

この規程の定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が定める。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。